

農薬取締法

規制段階	環境省所管	農林水産省所管
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定農薬の指定^(注1) </div>		
登 録	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 農薬登録保留基準 4) 作物残留に係るもの 5) 土壌残留に係るもの 6) 水産動植物に対する毒性に係るもの 7) 水質汚濁に係るもの </div>	登録申請 登録検査（書類及び農薬見本の検査） 次のいずれかに該当する場合は登録保留 1) 申請書に虚偽の記載があるとき 2) 農作物等に害があるとき 3) 通常危険防止対策をとってもなお人畜に危険を及ぼす恐れがあるとき 4)～7) は環境大臣が定めることとなっている 8)～10) 略 申請事項の訂正又は品質改良の指示 ↓ ↓ 登録（登録票の交付） 登録申請の却下 職権による適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録の取り消し
販 売		農薬の表示、販売の禁止（注2）等
使 用	水質汚濁性農薬の指定 （政令指定） 農薬の使用者が遵守すべき農薬使用基準の設定	

（注1）「その原料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼす恐れがないことが明らかなもの」として農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（特定農薬）は、登録が不要とされている。

（注2）農薬取締法第9条第2項の規定に基づき販売が禁止された農薬は、同法第11条に基づき使用も禁止される。